

2 施策の方向性

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止対策を推進します。
- 「教育機会確保法」※の理念及び県の新たな行動指針に基づく、不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援を推進します。
- フリースクール※をはじめとする学校以外の多様な学びの場を充実していくとともに、学校と民間団体との連携を強化します。

3 施策の展開

1 いじめへの対応

（いじめ対策）

- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、いじめなど、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）
- ・長野県いじめ問題対策連絡協議会で作成した、いじめ対応マニュアル「いじめの重篤化を防ぐために」などを踏まえ、地域における関係機関との連携を進めます。（心の支援課）
- ・いじめの起きにくい学校づくりのための人権教育・情報モラル教育・道徳教育を充実します。（心の支援課）
- ・様々な分野の人権教育講師を学校に派遣し、人権教育を推進します。（心の支援課）
- ・学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。（心の支援課）

（相談体制）

- ・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）
- ・学校生活相談センター※において、24 時間体制で、いじめなど学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みの相談に臨床心理士等が対応します。（心の支援課）
- ・専任の相談員である「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、不登校傾向児童、ひきこもり児童の家庭訪問・登校支援、関係機関との連携による支援、相談適応指導を行います。（心の支援課）
- ・SNS※活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが一人で抱えることなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン※」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

（インターネットの適正利用）

- ・「情報端末とのよりよいかかわりに向けたアンケート」を行い、実態に即した施策を検討します。（心の支援課）
- ・「GIGAワークブック※」の長野県版を更新し、児童生徒及び教職員がICT※機器を学習

に積極的に活用できるよう援助します。（心の支援課）

- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

- ・情報モラルの向上、インターネットの適正な利用を推進するため「高校生ICT*カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。（心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課）

2 不登校児童生徒の支援

- ・スクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー*の体制充実を検討し、不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）

- ・子どもを取り巻く環境改善の視点から積極的に関係機関との連携を推進するため、私立学校がソーシャルワーカー等を活用する経費に対して支援します。（県民の学び支援課）

- ・学校内外の多様な学びの場（フリースクール*、教育支援センター等）との連携を強化することにより、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・学校に行けない・行かない選択をした子どもたちの多様な学びの場の確保・充実を図るため、「信州型フリースクール認証制度」により「信州型フリースクール*」に対する運営支援、研修・情報発信、連携促進等、トータルな支援を行います。（次世代サポート課）

- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

- ・タブレット端末等を活用することにより、不登校児童生徒へのそれぞれの居場所における、多様な学習支援を実施します。（心の支援課）

- ・子どもたちが主体的に学ぶことができる動画等の教育関連情報を発信することにより、学びの場を整備します。（学びの改革支援課）

- ・不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業の一環として、市町村における教育支援センター（中間教室）*の充実に向けた支援を行います。（心の支援課）

- ・学級復帰を前提とした支援や居場所だけの提供にとどまらず、その子に応じた多様な学びのメニューを提供できる教育支援センター等の取組を普及・推進します。（心の支援課）

- ・学齢期を経過した者の教育機会の確保や、不登校児童生徒がより柔軟に学ぶことができる場の充実のため、夜間中学、学びの多様化学校及びその併設校の設置を検討する市町村の支援に取り組み、設置を促進します。（義務教育課、心の支援課）

- ・不登校、ひきこもりやニート*など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター*」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、長野県子ども・若者支援地域協議会*を運営します。（次世代サポート課）

- ・子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センター*や、不登校など学校生活に関わる様々な悩みについて対応する学校生活相談センター*において、きめ細やかに対応します。（児童相談・養育支援室、心の支援課）

- ・SNS*活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが一人で抱えることなく相談できる

よう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

・「多様な学びを考える支援者（民間・教員・保護者等）のつどい」を開催し、フリースクール※等民間施設、保護者、学校、市町村教育委員会など、地域の連携づくりを進めます。（次世代サポート課、心の支援課）

・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）

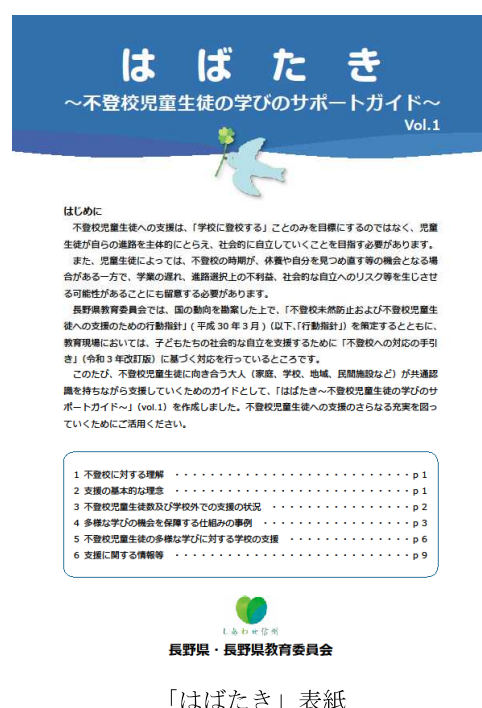
・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

「はばたき」～不登校児童生徒のまなびのサポートガイド～

県と県教育委員会では、不登校児童生徒に関わる大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が「不登校は問題行動ではない」という共通認識をもって子どもたちに向き合い、支援を充実していくためのガイドとして、『「はばたき」～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～（Vol.1・Vol.2）」を作成しました。

「はばたき」では、不登校に対する理解や基本的な理念を示し、様々な学びに対する支援や市町村における仕組みづくり等を紹介しています。

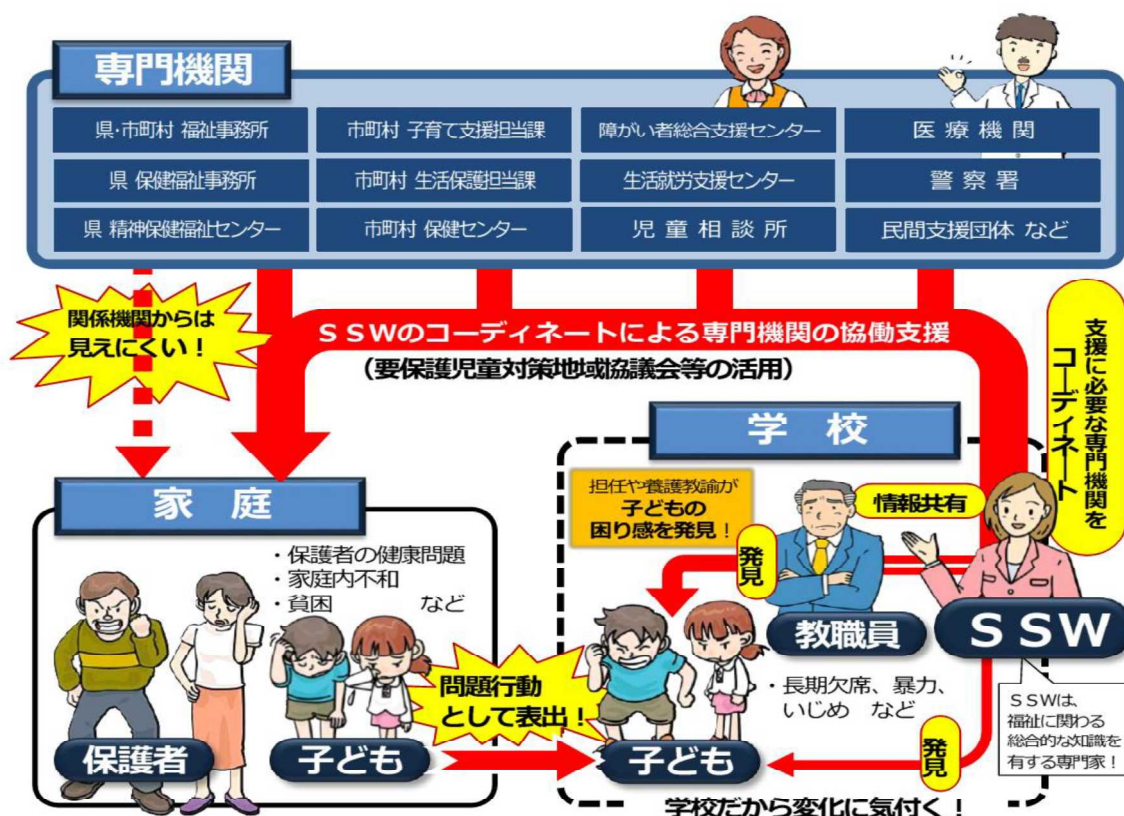
これにより、子どもの多様な学びと学びの場に対する理解が進み、不登校の子どもたちが悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごすことがないように、そして、全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」ことができるように取り組んでいきます。



学校・家庭・関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの取組

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、福祉関係機関等を適切にコーディネートし、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする社会福祉や精神保健福祉の専門家として活動しています。

例えば、不登校の背景に家庭的な問題（貧困、虐待、不和、家族の精神疾患など）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要があります。しかし、専門機関との役割分担、定期的な進捗状況の確認や情報共有、効果的に連携するための調整は、技術的にも時間的にも教職員だけでは難しく、スクールソーシャルワーカーと学校が連携して支援をしています。



第4節 ニート・ひきこもりの支援

1 現状と課題

- 近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーター^{*}の割合は減少傾向にありますが、ニート^{*}の割合は、減少していません
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、人と直接会ってコミュニケーションを取る機会が減っており、20代、30代や、失業中の者や低所得の者において、特に孤独感が高くなっています。
- 趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在しており、その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。
- 複雑・多様な背景によりニート^{*}・ひきこもり状態である子ども・若者への重層的な支援の充実が必要です。
- 不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関へつながりやすい連携体制の構築が必要です。
- 発達に特性を持つ子どもが適切な支援を受けられなかったことによる将来的なニート^{*}やひきこもりを防ぐために、ライフステージごとに切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート^{*}・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己肯定感を高める支援の充実が必要です。

2 施策の方向性

- 困難を抱える子ども・若者や、自ら相談に出向くことが難しい子ども・若者が、年齢階層で途切れることがなく、それぞれが置かれた状況にあわせて総合的・体系的・継続的にきめ細やかな支援が受けられるようにするため、重層的なネットワークの構築やアウトリーチ^{**}支援の充実を図ります。
- ひきこもり相談担当者への研修や連携強化、フリーター^{*}等の若者が就職・職業定着に至るまでのきめ細やかなサポート、困窮状態に陥っている若者への生活支援・就労支援等を通して、個々の若者が抱える困難な状況に応じた専門的な支援を展開します。
- 不登校児童・生徒が、学校を卒業または退学した場合であっても、適切な支援機関とつながることでひきこもりになることを未然に防ぐことができる体制を整備します。
- 発達障がいに対する適切な支援を受けられなかったことによるニート^{*}やひきこもりを防ぐために、乳幼児期、学童期、思春期、青年・成人期といったライフステージごとに発達の特性に気づくことや、それぞれのニーズに合った切れ目のない支援を行います。
- 社会的に自立した個人として健やかに成長できるようにするため、幼児期からの多様な体験活動等を通して、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己が確立できる環境を整えます。
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもが、大人と信頼関係を築きながら、自己肯定感や社会性を育み自立していく力を養うよう学習支援等を行う環境を整えます。
- 若者の就職促進や離職防止を図るために、キャリア教育^{**}・職場体験等の内容充実、職業観の醸成、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ニート^{*}・ひきこもりの理由は個人によって様々であることから、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、速やかに支援につなげることができる体制を整備します。

3 施策の展開

（複雑性を踏まえた重層的な支援）

・不登校、ひきこもりやニート*など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター*」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、「子ども・若者支援地域協議会*」を運営します。（次世代サポート課）

・社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

（個々の状況に応じた支援）

・ひきこもり支援センター*において、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援、ひきこもりサポーターの養成等を行います。（保健・疾病対策課）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）*を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

（不登校、高校中退生徒等への対応）

・不登校、ひきこもりやニート*など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター*」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、「子ども・若者支援地域協議会*」を運営します。（次世代サポート課）

・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）

・直ちに就労できないことが、ニート*やひきこもりにつながることから、市町村、教育機関等と連携し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）

（発達障がい）

・発達障がいのある子ども・若者が、全てのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。（次世代サポート課）

・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター*の機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

（自己形成のための支援）

・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）*」を推進します。（こども・家庭課）

・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

（職業的自立・就労支援）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

（早期発見・早期支援）

・子ども・若者のひきこもり防止のため、高校中退の恐れのある生徒に対しては「子ども・若者総合相談センター※」及び「子ども・若者支援地域協議会※」が在学中から支援します。（次世代サポート課）

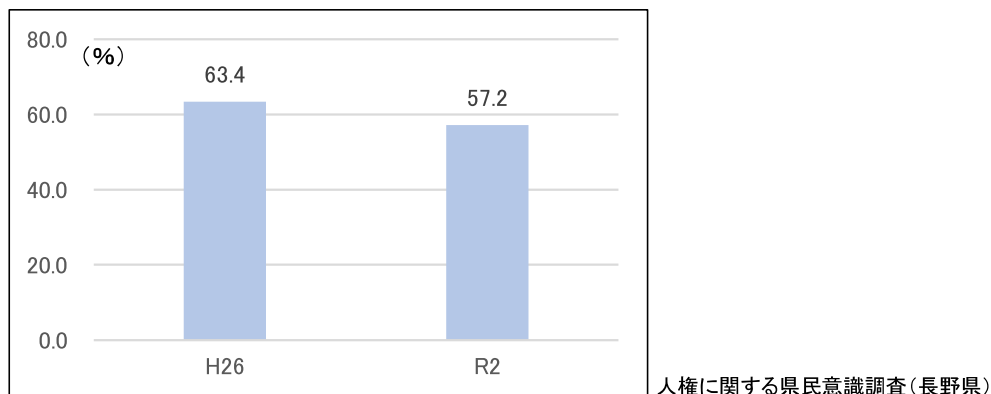
・放課後子ども教室※や地域未来塾※等の地域学校協働活動に係るコーディネーターやボランティアに向けて、配慮を要する子どもへの対応等に関する研修を実施します。（生涯学習課）

第5節 障がいのある子どもの支援

1 現状と課題

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(令和4年長野県条例第14号)」が令和4年(2022年)10月に施行され、学校教育における学びの場の選択や就業の機会の確保、スポーツ・文化芸術活動などのあらゆる場面で、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指していく必要があります。

「障がい者に対する人権問題として「障がい者に対する理解不足」を挙げた割合



- 身体障がいと判定された障がい児は減少傾向にあるものの、知的障がいと判定された障がい児は横ばい、精神障がいと判定された障がい児が増加傾向にあります。
- 特別支援学校(知的障がい)では、在籍者数が多い状態で推移し、小・中学校では特別支援学級在籍者が増加しています。
- 障がいの状態が、特別支援学校の対象となる程度と判断された子のうち、およそ8人に1人が総合的な判断として小・中学校で学んでいます。
- 子どもが、身近な地域で適切かつ専門性の高い療育及び教育を受けられる環境を整備する必要があります。
- 障がい者の就職率、法定雇用率^{*}達成企業割合とも伸びていますが、就職を希望する障がい者の就職率は50.3%で、法定雇用率^{*}未達成企業も約4割ある状況です。自立のための就職先の確保、職場定着の困難さなどの課題があります。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進とライフステージ間の切れ目ない一貫した支援体制づくりを進める必要があります。
- チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎにより進学・就労に対する不安を軽減する必要があります。
- 障がい児のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、障がい者スポーツ地域コーディネーター^{*}や、令和4年(2022年)6月に設置した「長野県障がい者芸術文化活動支援センター(ザワメキサポートセンター)」により、参加機会を拡大していく必要があります。

2 施策の方向性

- 障がいのある人となない人との交流の機会拡大等を図ることで様々な障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活を送ることができるよう支援の充実を

図ります。

- 障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが多様性を認めることができる教育を進めます。
- 発達特性に起因する困難がある人が自立するために、特性に応じたきめ細かな支援や個別相談を充実させ、企業側の理解促進を図ります。
- 地域内の教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関が連携し、生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。

3 施策の展開

1 普及・啓発の取組

- ・障がいへの理解を進めるための普及・啓発の取組として生徒や学生等に対する「あいサポーター*」研修を実施します。（障がい者支援課）
- ・交流及び共同学習や副次的な学籍*制度の導入により、すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に生きる仲間として育つ機会を促進します。（特別支援教育課）
- ・令和10年（2028年）に長野県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機に、障がいのある子ども・若者が身近な地域で運動・スポーツに取り組める環境を整えます。（スポーツ振興課）
- ・「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を中核として、芸術文化活動に取り組む障がいのある子ども・若者等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材育成、発表の機会の創出等に取り組み、障がいのある方が芸術文化を享受し、多様な活動ができるよう支援します。（障がい者支援課）
- ・スポーツを通じた共生社会づくりを推進するため、「パラウエーブ NAGANO」プロジェクトとしてパラ学（県独自の学校向け体験型授業）を展開します。（スポーツ振興課）

2 環境整備

- ・児童発達支援センターの設置拡大及び保育所等訪問支援の充実を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）
- ・主に重症心身障がい児支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス*事業所の拡充を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）
- ・県内唯一の知的障がい児の福祉型障害児入所施設である信濃学園において、障がい児が安心して暮らせる施設環境を整備し、児童の安心安全を確保するとともに、一人ひとりのニーズに即した専門的療育や地域生活移行に必要な支援を行うことにより、地域に開かれた施設を目指します。（障がい者支援課）

3 学びの支援

- ・障がいの有無にかかわらず一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育*を推進します。（特別支援教育課）
- ・個々の認知や発達の特性を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。（特別支援

教育課、学びの改革支援課)

- ・特別支援学校において、「個別の指導計画」に個々に応じたICT^{*}の活用に関する計画を位置づけることにより、「情報保障」や「個別最適な学び」の充実を促進します。(特別支援教育課)

- ・児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT^{*}やテクノロジーを活用して活動や生活がより良くあるよう支援するAT(アシスティブ・テクノロジー)の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校において、全県で子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援を展開することにより、行動面に困難のある児童生徒への支援を充実します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校において、アート等多彩な学びの充実により、一人ひとりの自立と社会参加を促進します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学級担当者の専門性向上のために、特別支援学校専門性サポートチーム活用の促進、研修会のさらなる充実を図ります。(特別支援教育課)

- ・特別支援教育推進員が、適切な就学先の決定や就学相談について、市町村教育委員会に対して指導・助言を継続していくとともに、学校現場に対し「適切な学びの場ガイドライン」の活用の更なる周知を図ります。(特別支援教育課)

- ・小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある幼児・児童生徒への指導・支援、関係機関等との連絡・調整など、特別支援学校のセンター的機能を強化します。(特別支援教育課)

- ・多様な教育的ニーズに応じた、生涯学習につながる教育活動の充実のための、地域の資源(人材や場)を活用した教育活動を展開します。(特別支援教育課)

- ・一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えたキャリア教育^{*}を充実します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校の施設整備の推進により、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働的な学びを支えるための環境を整備します。(特別支援教育課)

- ・児童生徒が安心して快適な学校生活を過ごすことができるよう、中長期修繕・改修計画に位置付けられている施設の整備及び緊急対応の必要な工事について、優先度の高いものを十分検討の上、整備を進めます。(特別支援教育課)

4 就労の支援

- ・障がい者を対象に、能力や適性に対応した多様な職業訓練を、企業・社会福祉法人等と連携して実施することにより、障がい者の就職を促進します。(産業人材育成課)

- ・特別支援学校において、就労コーディネーターによるマッチング支援、企業等と連携した現場実習の拡充、技能検定の充実等により、生徒の働く力を育成します。(特別支援教育課)

- ・障害者就業・生活支援センター^{*}による、就業支援・生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。(障がい者支援課)

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。(労働雇用課)

- ・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。(障がい者支援課)

- ・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス等(就労移行支援^{*}、就労継続支援^{*}、生活訓練^{*})の充実を促進します。(障がい者支援課)

・「子ども・若者総合相談センター※」及び「子ども・若者支援地域協議会※」において、関係機関が連携して、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

・障がい者の農業分野での就労を拡大するため、地域単位での研修会の開催や「お試しノウフク」の実施により、農家と事業所のマッチングを強化するなど農福連携※の取組を支援します。（障がい者支援課、農村振興課）

・里山整備利用地域等において地域が主体となり進める取組に、障がい者就労支援事業所等が連携することで、里山の利活用を推進するとともに、障がい者の就労の場の創出・拡大を図ります。（障がい者支援課、信州の木活用課）

5 情報連携

・個別的教育支援計画等を活用して、幼保・小・中・高・進路先間で支援情報を確実に引き継ぐとともに、関係者連携による支援の充実を図ります。（特別支援教育課）

・地域自立支援協議会※の取組等により、教育・医療・福祉・労働等関係機関の連携による切れ目ない支援を推進します。（特別支援教育課、保健・疾病対策課、障がい者支援課）

長野県特別支援教育推進計画

～すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育～

長野県教育委員会では、本県における特別支援教育の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示す、新たな「第3次長野県特別支援教育推進計画」を令和5年3月に策定し、さまざまな施策を推進します。

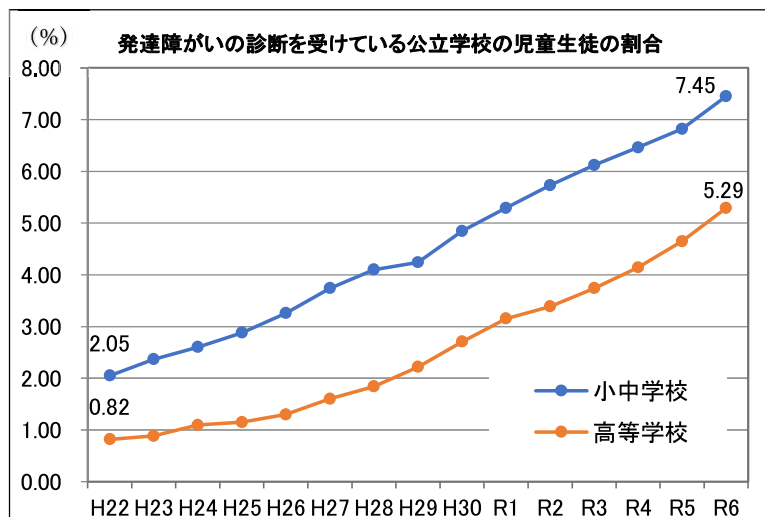
この計画は、長野県教育振興基本計画（2023年度～2027年度）の個別計画として位置づけられるもので、「長野県総合5か年計画」、「長野県障がい者プラン」等と整合性を図り、関係部局と連携して取り組みます。

「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を基本目標とし、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育を目指します。

第6節 発達障がいの支援

1 現状と課題

- 児童生徒数が減少している中で、県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、令和6年（2024年）度には小学校、中学校では10,786人、高等学校では2,194人と、年々増加しています。



発達障がいに関する実態調査(県教育委員会)

- ASD（自閉症スペクトラム障害）や複数の発達障がいの診断を受けている児童生徒の増加率が高く、全ての公立の高等学校に、発達障がいの診断のある生徒が在籍しています。
- 発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室※を拡充していく必要があります。
- 発達障がいの支援は、乳幼児から成人期まで対象年代が幅広く、支援関係者も医療、福祉、教育、就労など多岐の分野にわたることから、身近な地域において切れ目のない一貫した支援を誰でも受けられる体制を整えることが重要です。
- 発達障がいの認識が広まり、検査や診療のニーズが年々高まっていますが、対応できる医療機関及び医師が限られているため、診療待ちの状態が続くことが、早期発見・早期支援において課題となっています。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎによる就学・進学・就労に対する不安の軽減を図る必要があります。また、高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者等へのフォローが十分行われる体制を整備する必要があります。
- 増加する発達障がいの支援に対応するため、医療・教育・福祉を中心に多機能が融合し、医学的エビデンスに基づく支援を強化する必要があります。

2 施策の方向性

- 発達障がいを「特性」として捉える（障がいから特性までスペクトラム（連続）に対応する）ことができるよう、理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 発達に特性があり、学びづらさを抱える児童生徒に対し、特性を把握するアセスメント法や特性に応じた教育方法について実践的に研究することで、誰一人取り残されない学びの環

境を整備するとともに、必要な支援へとつなげられるよう関係機関等との連携を強化します。

- 通常の学級にも在籍する発達に特性のある子どもへの支援を充実させるため、個別支援のみならず、多様性を認め合う学級づくりや、全ての子どもが力を発揮できる授業づくりを推進します。
- 誰もが安心して学べる学校（授業）とするために、発達障がいに関する教員の理解を推進するとともに、学校全体がチームとして対応します。
- 発達障がいがあっても、特性に応じて、自分らしく生きられるよう、就労や社会参加の支援に取り組みます。
- 本人や家族が孤立しないよう、様々な表れ方をする発達の特長に応じて、社会（地域）における理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実し、支援施策の推進のための関係機関の連携を強化します。
- 医学的エビデンスに基づく支援ができるよう、発達障がい者支援センター*の機能を強化します。

3 施策の展開

1 早期発見と切れ目のない支援

・乳幼児健診等において発達障がいのアセスメントができるよう、信州大学と連携した研修会の開催等により市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。（保健・疾病対策課）

・信州大学と連携して発達障がい診療の専門医・診療医等の人材育成に取り組み、診療できる医師の充実による診療・支援体制の強化を図ります。（保健・疾病対策課）

・発達障がいの診療技術・対応力向上のためのかかりつけ医研修、関係機関連携強化・対応力向上のための地域連絡会を開催し、発達障がい診療地域ネットワークを整備します。（保健・疾病対策課）

・障がい者総合支援センター*において、福祉サービス利用や就労などの相談支援を行います。（障がい者支援課）

・乳幼児期から保育期までの切れ目のない支援について発達障がい者支援対策協議会*において検討します。また、保育者の発達障がい児への対応力向上に向けて、信州幼児教育支援センター*と連携し、研修等の普及啓発を図ります。（次世代サポート課、こども・家庭課、学びの改革支援課、特別支援教育課）

・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。（特別支援教育課）

・地域自立支援協議会*における関係機関（福祉サービス事業所、学校、幼稚園・保育所、医療機関、家族会、行政機関等）相互の情報共有、連携強化を図ります。（障がい者支援課）

・発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。（次世代サポート課、特別支援教育課、保健・疾病対策課）

・発達障がい者が身近な地域において切れ目のない一貫した支援が受けられる体制を整えるため、発達障がいサポート・マネージャー*を各圏域に配置し、支援機関同士の連携強化を図ります。（次世代サポート課）

・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター*の機能強化

により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

2 学校におけるインクルーシブな対応

- ・個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。（学びの改革支援課）

- ・発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室*をニーズに応じて適切に設置します。また、高等学校においては、通級指導教室*の課題の把握を行い、ニーズに応じた設置や運用の検討と計画的な設置を行います。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

- ・特別支援教育を推進する各地区の担当者と連携し、小・中学校等における特別支援教育の対応力の向上を図ります。（特別支援教育課）

- ・互いに認め合える学級づくりやすべての子どもが力を発揮できる授業づくりを、どの学校、学級でも実践できるよう、「信州型ユニバーサルデザイン（学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容）」をもとに、教員の研修を行います。（特別支援教育課、学びの改革支援課）

- ・学校における発達障がい対応の充実に関する県内大学との連携を推進します。（次世代サポート課）

- ・小中学校における校内支援体制の充実を図るため、「特別支援教育支援員が活きる校内連携のしおり」を作成し、周知・活用します。（特別支援教育課）

- ・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。（特別支援教育課）

- ・発達障がいのある子ども・若者の教育相談を実施する民間団体の取組を支援します。（次世代サポート課）

3 一般就労等による自立と社会参加

- ・発達障がい者支援対策協議会*を開催し、乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい者の自立や就労に関して適切な支援が提供できる支援体制のあり方を検討します。（次世代サポート課）

- ・「子ども・若者総合相談センター*」及び「子ども・若者支援地域協議会*」により子ども・若者育成支援に関する相談等に応じ、困難を有する子ども・若者が、本人のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を受けることができるよう支援します。（次世代サポート課）

- ・困難を有する子ども・若者を支援する団体を育成するとともに、専門的な自立支援を行う団体の活動を支援します。（次世代サポート課）

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

- ・障害者就業・生活支援センター*による就業支援及び生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。（障がい者支援課）

- ・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。（障がい者支援課）

- ・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス等（就労移行支援*、就労継続支援*、生活訓練*）の充実を促進します。（障がい者支援課）

4 社会におけるインクルーシブな対応

・発達障がい者サポーター※養成講座を開催し、地域での発達障がいに対する理解の促進を図ります。（次世代サポート課）

・障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民と一緒につくっていく信州あいサポート運動を推進します。（障がい者支援課）

・推進員を配置し、ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）※の考え方の企業への普及啓発や若者の就労・離職防止を促進します。（次世代サポート課）

多様な児童生徒が力を発揮できるための「通級指導教室の充実」

小・中学校において、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対し通級指導教室を設置して、特別な教育課程を編成のうえ指導を行っています。

長野県では令和6年度時点で、言語障がいを対象とした通級指導教室が51教室、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症を対象とした通級指導教室が123教室設置されています。

通級指導教室では、話し方など言葉に関する学習や、友達とのかかわりやコミュニケーションに関する学習など、一人ひとりの障がいによる困難を改善・克服するための学習を行っています。

また、平成30年度から、高等学校における通級による指導も制度化され、本県では、令和6年度時点で県立高等学校に3教室設置されています。

「発達障がい情報・支援センター」の開設

「発達障がい情報・支援センター」は、増加する発達障がい児・者への支援の充実を図るため、令和5年度にそれまでの「発達障がい者支援センター」を改組し、新たに信州大学医学部附属病院に設置するものです。

新たなセンターでは、県下10圏域で行政、教育、福祉、産業など、発達障がい児・者への支援に関わる方のサポートにあたる「発達障がいサポート・マネージャー」をセンター職員として位置づけるとともに、医学的エビデンスに基づく支援技術の向上を図っていきます。

また、新しいセンターでは、信州大学医学部附属病院の有する学術的知見や過去の症例対応を生かして、

- ・独自の発達障がい支援プログラムの開発
- ・医療機関や支援機関向けの情報発信

など新たな取組を進めることにより、センター機能を抜本的に強化していきます。

令和5年度の「発達障がい情報・支援センター」の開設をきっかけとして、誰もが、社会の中で安心・安全に生活していける社会づくりに取り組んでいきます。



（センター内の展示の様子）



（センター主催 支援者研修の様子）

第7節 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

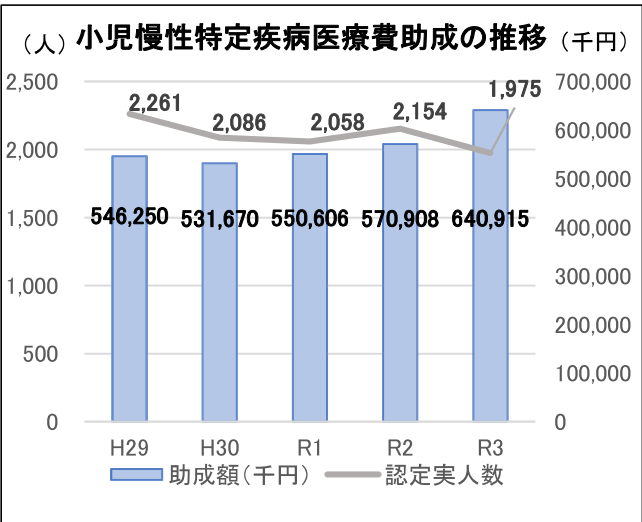
1 現状と課題

- 県内の小児慢性特定疾病*医療費助成の認定人数は、2,000人程度で推移しています。
- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)が令和元年(2019年)12月に施行され、関係機関と連携してその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することとされました。

乳児期等において先天性難聴及び先天性代謝異常等の診断のあった子どもを確実に医療や市町村母子保健につないでいくことが必要です。

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)の令和3年(2021年)9月の施行に伴い、令和4年(2022年)4月に、「長野県医療的ケア児等支援センター」を開設しました。

医療的ケア児が増加する中で、医療、子育て支援、保育、教育、相談支援など多様な分野の専門人材による切れ目のない支援体制の整備や、学校への看護師の配置、保育士が医療的ケアを行うための人材育成が課題となっています。



(保健・疾病対策課調)

小児慢性特定疾病・疾患群別の患者割合

(長野県認定受給者)

疾患群	疾患の例	割合
慢性心疾患	ファロー四徴症、両大血管右室起始症など	20%
内分泌疾患	先天性甲状腺機能低下症、ターナー症候群など	18%
神経・筋疾患	点頭てんかん(ウエスト症候群)、脊髄髄膜瘤など	13%
悪性新生物	前駆B細胞急性リンパ性白血病、横紋筋肉腫など	10%

(R3 保健・疾病対策課調)

2 施策の方向性

- 新生児の先天性疾病及び障がい等の早期発見・早期治療・支援のため、関係機関における連携体制の整備を推進します。
- 小児慢性特定疾病*は長期の治療が必要となることから、患者と家族の経済的負担及び精神的負担の軽減を図ります。
- 医療的ケア児の実態や支援のニーズを把握し、保育・教育現場等での理解を広げるとともに、医療的ケア児等の支援の担い手となる多様な職種の人材育成に積極的に取り組み、職種・専門領域相互の理解と連携・協働を促進します。

3 施策の展開

・新生児の難聴及び先天性代謝異常等の早期発見・早期治療・支援のため、「難聴児支援センター事業」、「先天性代謝異常等検査事業」及び「新生児マススクリーニング検査実証事業」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関における連携体制の整備を推進します。(保健・

疾病対策課)

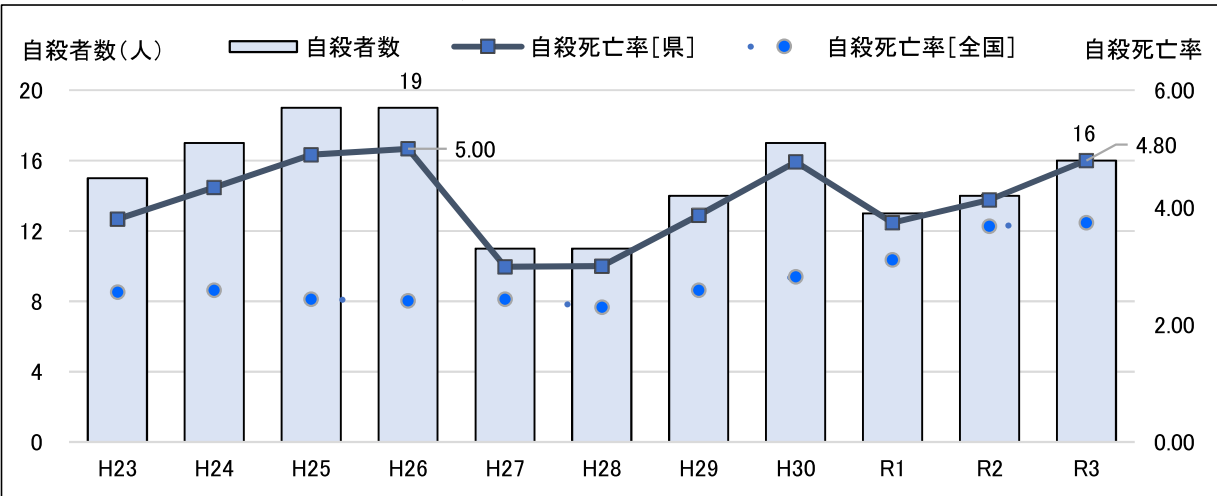
- ・小児慢性特定疾病^{*}等に対する医療費助成及び関係機関と連携した自立支援を行います。(保健・疾病対策課)
- ・小児期から成人期への移行期にある患者と家族に対して、長野県移行期医療支援センターを中心に支援します。(保健・疾病対策課)
- ・増加する児童・思春期・青年期の精神疾患に対応するため、「子どものこころ総合医療センター(仮称)」の設置検討を進め、医療体制の充実強化を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・医療的ケア児の支援に向け、人材の育成と連携推進、情報発信による支援の質の向上を図ります。(障がい者支援課)
- ・圏域医療的ケア児等コーディネーターを中心に多職種支援チームの構築を進め、圏域の取組を医療的ケア児等支援センターが後方支援する重層的支援体制を構築します。(障がい者支援課)
- ・医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送れるよう、特別支援学校に看護師を配置するとともに、職員等を対象とした医療的ケアを安全に実施するための研修や、様々な課題について検討する医療的ケア運営協議会を開催します。(特別支援教育課)
- ・保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入体制の整備を進めるため、市町村における保育所等への看護師の配置や保育士の研修受講等を支援します。(こども・家庭課)
- ・I C T^{*}機器を活用し、県立高校に在籍する長期入院生徒へのオンライン学習支援を実施することにより、療養中の学びを保障します。(学びの改革支援課)

第8節 子ども・若者のいのちを支える

1 現状と課題

- 15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による孤立感や不安の高まりが拍車を掛けるおそれがあります。
- 令和3年（2021年）の全世代の自殺死亡率は、前年に比べ、全国は上がり、本県は下がったものの、未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は、全国、本県ともに上昇しています。
- 本県の未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は、全国を上回って推移しており、令和元年（2019年）以降は増加傾向にあります。
- 未成年者（20歳未満）の自殺の原因としては、親子・その他家族関係の不和、統合失調症、就職失敗・生活苦、学業不振が全国の割合より特に高くなっています。
- 自殺ハイリスク者への危機介入の強化や、危機的状況に陥らないための教育等が必要です。
- 多様な子どもの居場所の確保や、インターネット時代に特有の課題を踏まえた対応を行う必要があります。
- 自己肯定感が中学校から高校にかけて下がっており、5年前と比べると困窮家庭を含む全体で自己肯定感が下がっています。児童生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成とともに、心の健康の保持や「SOSの出し方に関する教育」の推進が必要です。

自殺者数（長野県）・自殺死亡率（長野県・全国）



人口動態統計(厚生労働省)
人口推計(総務省)

子どもの自己肯定感等(長野県)

(%)

	小5	中2	16・17歳
自分のことが好きだ	63.8	53.0	51.7
自分は家族に大切にされていると思う	93.0	93.5	91.9
孤独を感じる	—	19.4	27.2

R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

2 施策の方向性

- 将来の長野県を担う世代が、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- 様々な要因・背景が複合的に連鎖し自殺に追い込まれることから、保健、医療、福祉、教

育、労働その他の関連分野が連携し、包括的に取り組みます。

- 自己肯定感・自己有用感の醸成を意識した取組を推進します。
- 「子どもの自殺危機対応チーム※」による個別支援等を進め、自殺のリスクに気づいてもらえない子ども、必要な支援が受けられない子どもをゼロにすることにより、「子どもの自殺ゼロ」を目指します。
- 自己肯定感の低い若者や生きづらさを抱えた若者の孤立を防ぎ支援につなぐ居場所づくりを推進します。

3 施策の展開

1 支援体制の強化

- ・第4次長野県自殺対策推進計画に基づき、社会全体で子どもの自殺ゼロに向けた取組を進めます。（保健・疾病対策課）
- ・「子どもの自殺危機対応チーム※」の取組により、専門的知見による迅速・効果的な自殺防止対策を推進します。（保健・疾病対策課）

2 事前対応

- ・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）
- ・「SOSの出し方に関する教育」など、命の大切さの理解促進とストレスマネジメントを推進します。（保健・疾病対策課、心の支援課）
- ・教員が思春期における心の危機のサインを理解し、適切に対応できるよう、教員向け予防研修を行います。（心の支援課）
- ・ソーシャルスキルトレーニング※等による児童生徒の生きる力の向上を図ります。（心の支援課）
- ・精神疾患を経験した当事者講師を高校に派遣し、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ります。（保健・疾病対策課）
- ・精神疾患による自殺ハイリスク者対策の充実を図るため、県内の関係機関との連携や啓発週間における啓発活動を通じ、依存症対策を進めてまいります。（保健・疾病対策課）
- ・社会的な取組として自殺対策を推進するため、対面・電話相談、ゲートキーパー等の人材養成、啓発グッズ等による普及啓発、かかりつけ医と精神科医の医療連携構築、市町村・民間団体支援などを行います。（保健・疾病対策課）
- ・不登校、引きこもりやニート※など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター※」を運営します。
- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行います。（地域福祉課）
- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、いじめや不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）
- ・学校生活相談センター※、子ども支援センター※、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所などの相談窓口における傾聴・支援を行うとともに、認知度向上に向けてSNS※等を利用した情報発信等に取り組みます。（心の支援課、児童相談・養育支援室、保健・疾病

対策課)

- ・子どもの孤立を防ぎ自己肯定感を醸成するため、「信州こどもカフェ[※]」等の子どもの居場所づくりを推進します。（次世代サポート課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン[※]」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

3 危機対応

- ・特別家庭訪問や高等学校校外補導等、関係機関や保護者等と連携した児童生徒の適切な支援と見守りを行います。（心の支援課）
- ・自殺の危険性の高い人が適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、関係機関の連携を推進します。（保健・疾病対策課）
- ・自殺未遂者に対する心のケアの実施や救急告示医療機関、市町村との連携体制の構築等により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます。（保健・疾病対策課）
- ・自殺や自殺未遂が起こった後の関係児童生徒に対するスクールカウンセラー[※]による心のケアの充実に向けて、スクールカウンセラー[※]の体制充実を検討します。（心の支援課）

～第4次長野県自殺対策推進計画における子どもの自殺対策の強化～

○目的

長野県では、令和5年度から9年度を計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、全国的に見た子どもの自殺死亡率の高さを解決するため、「子どもへの自殺対策強化」を重点施策として位置付け、以下の取組を進めていきます。

○主な取組

(1) 子どもたちが生き生きと暮らすための施策

①子どもたちの居場所づくり

自己肯定感の涵養と、多様な他者との交流を通じた信頼できる人間関係の構築のため、子どもたちの居場所づくりを進める。

②子どもたちの生きる力を高めるための支援

アスリートなどの著名人による経験や失敗談の講話等により、子どもたちに生きる力を与える講演会等を開催する。

(2) 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築

①自殺のリスクが高まることを予防する取組

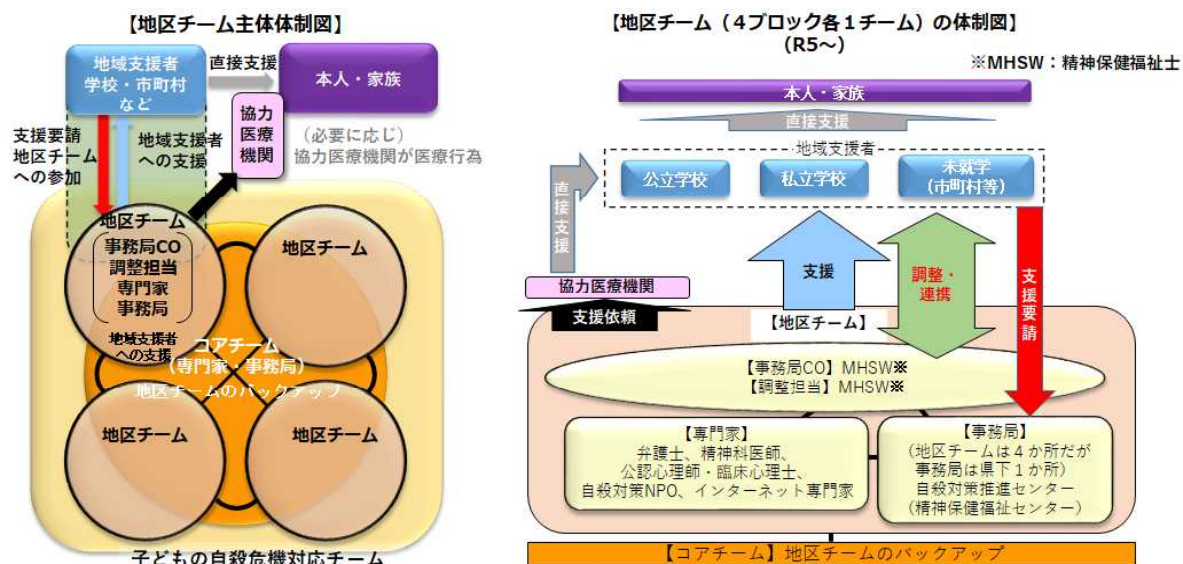
「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、若者が相談しやすいLINE相談等に引き続き取り組む。

②自殺のリスクが高い子どもへの危機介入

地域の支援者による対応困難ケースに対し、多職種の専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」が行う支援・助言について、より地域の支援者に身近で、迅速効果的な支援を行うため、県内4地区に設置の地区チームによる支援体制に強化する。

- ・ 2019.10 チーム設置、支援開始（NPO法人ライフリンクによる技術的支援）
- ・ 2022.10 国自殺総合対策大綱にも盛り込まれ、全国展開

(図) 子どもの自殺危機対応チーム 体制強化後の体制図



第9節 特に配慮が必要な子どもの支援

1 現状と課題

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が予期せぬ妊娠をしたとき、相談できないまま一人で悩み、母体と子どもの命が危険にさらされるおそれがあります。
- 予期せぬ妊娠により生まれたと思われる子どもが、毎年乳児院に入所措置されている状況が見られます。
- 20歳未満の人工妊娠中絶実施数は減少傾向にあります。また、令和2年（2020年）の14歳以下の出生はありませんでした。
- 予期せぬ妊娠をした若者が産む決断をした場合、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者である若者を支援すること、家庭での養育が困難な場合は里親委託※、特別養子縁組※等による家庭と同様の環境での養育が求められています。

20歳未満の人工妊娠中絶（長野県）

	H23	H28	R3
件数	361	229	107
実施率 (女子人口千対)	7.2	4.7	2.4

衛生行政報告例（厚生労働省）

2 ヤングケアラーへの支援

- 県内の小学5・6年生の11.6%、中学生の6.3%、公立全日制高校生の2.1%、公立定時制高校生の3.8%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、調査方法の違いはありますが、小学生・中学生は、全国よりも高い状況となっています。
これらの子どもたちは、本来の子どもらしい生活を送れていないおそれがあり、進学や交友関係など子ども・若者の将来にも影響を与えるおそれがあります。
- ヤングケアラー※は、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造であるとともに、ヤングケアラー※の社会的な認知度が低いことから、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないおそれがあります。
- 福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラー※を早期に発見した上で、必要な支援を行うことが重要です。

3 外国籍の子どもへの支援

- グローバル化や生産年齢人口の減少に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者が今後、増加することが予想されており、就園・就学の確保や、日常生活や学校生活における共生が課題となっています。
- 通える日本語教室がない「空白地帯」の解消など「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」に基づき、日本語教育を受ける機会の確保を図る必要があります。

4 性的マイノリティへの支援

- 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由として、子ども（若者）に対する不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながるおそれがあることから、学校や地域（職場）における理解促進を推進する必要があります。

2 施策の方向性

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が妊娠・出産等に関する悩みを一人で抱え込まず相談できるよう支援します。
- 若者が妊娠・出産等について正しく理解し、将来のライフデザインを考えて適切な行動がとれるよう支援します。
- 児童相談所をはじめ関係機関が連携して、新生児・乳幼児の里親委託[※]等を進め、予期せぬ妊娠で生まれた子どもが家庭環境の中で健やかに成長できるよう支援します。

2 ヤングケアラーへの支援

- 学校や地域との連携によりヤングケアラー[※]の早期発見・把握を図るとともに、福祉サービスや家事・育児サービス、学習支援などの適切な支援につなぐため、市町村、関係機関と連携して全県単位での支援体制の強化を図ります。
- ヤングケアラー[※]の認知度を向上させるとともに、教育や福祉分野など関係者の理解促進を図ります。

3 外国籍の子どもへの支援

- 就園、就学に課題を抱える外国籍の子どもが学習の機会を逸することがないように、日本語の学習機会を確保するとともに、子ども・子育て関連情報の多言語化を推進します。

（性的マイノリティへの支援）

- 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながることを防ぐよう、人権教育や、啓発、相談等を推進します。

3 施策の展開

1 予期せぬ妊娠への支援

・「にんしんＳＯＳながの[※]」において予期せぬ妊娠に悩む方の相談に応じるとともに、産前産後で安定した生活場所のない妊産婦の方へ居場所の提供を行う等、関係機関と連携して援助を行います。若年妊娠に対して、高等学校等と連携し予期せぬ妊娠への対応等について啓発を行うよう努めます。（児童相談・養育支援室）

・若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の助産師相談」等による相談支援を行います。（保健・疾病対策課）

・養護教諭研修会等を活用し、児童・生徒から相談を受ける機会の多い養護教諭等の資質向上を図ります。（保健厚生課）

・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

2 ヤングケアラーへの支援

・学校や地域でヤングケアラーを支援するため、専用相談窓口の設置やコーディネーターの配置、研修会の開催等により教育機関と福祉部門が連携して支援できる体制の構築をサポートします。（次世代サポート課、心の支援課）

・ヤングケアラー[※]の実態を把握し、困難な状況にある子どもを支援につなげる体制の強化に取り組みます。（次世代サポート課、心の支援課）

3 外国籍の子どもへの支援

- ・日本語指導を行う教員、相談員の配置や、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施します。（県民政策課、義務教育課、高校教育課）
- ・県民、企業等からの寄付を財源に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」を推進します。（県民政策課）

4 性的マイノリティへの支援

- ・性的マイノリティ※の方々の生きづらさの解消を図るとともに、性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性に対する県民の理解を促進します。（人権・男女共同参画課）
- ・性の多様性についての正しい知識を普及するため、学校における研修会や講演会を実施します。（心の支援課）
- ・自身の性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）について違和感や悩みを抱える方が、ひとりで悩まないように、適切な情報提供、相談窓口の周知等を行います。（人権・男女共同参画課）